

漏水の疑いがあります

令和 年 月 日
久慈市上下水道部 検針員

①まずは調査・修理

まずは、ウラ面に記載されている久慈市指定給水装置工事事業者に、調査や修理を依頼してください。給水装置はお客様の所有物であることから、誠に恐れ入りますが、修理費用等はおお客様のご負担となります。アパート・貸家等の場合は管理人等へ早急にご相談ください。

②修理が終わったら漏水認定申請

修理後は、漏水していた期間の水道料金等のうち、超過料金の一部を軽減できる場合がございます。

修理した内容がわかる書類（工事事業者からの修理明細書・請求書等）をご持参のうえ、久慈市上下水道部の窓口（または山形総合支所）にお越しいただき「漏水認定申請」をしてください。

申請できる期間は、修理完了日から1年間となります。


認定できない場合もございますので予めご了承ください。

※認定できない事例

- ・久慈市指定給水装置工事事業者ではない者による修理
- ・蛇口から水を出したままにしていた場合
- ・お客様に見える箇所の漏水（蛇口やシャワー等）
- ・工場や集合住宅等で、受水槽より蛇口側での漏水 等

お問合せ

〒028-0051 久慈市川崎町 8-2
久慈市上下水道部
電話 0194-52-2189
営業時間 平日 8:30~17:15



←制度の内容はQRコードからもご覧いただけます。

